

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和3年第2回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和3年6月16日（水） 開会：午前10時 閉会：午前11時26分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 請願第 2号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願
議案第62号 市道路線の廃止について
議案第63号 市道路線の認定について
議案第64号 筑西市伊佐山排水樋管管理事業基金条例の制定について
議案第65号 令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち所管の補正予算
-

4 出席委員

| | | | | | | | |
|-----|---------|------|--------|----|--------|--|--|
| 委員長 | 保坂 直樹君 | 副委員長 | 中座 敏和君 | | | | |
| 委員 | 國府田喜久男君 | 委員 | 稲川 新二君 | 委員 | 小島 信一君 | | |
| 委員 | 大嶋 茂君 | 委員 | 秋山 恵一君 | 委員 | 赤城 正徳君 | | |

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 保坂 直樹

○委員長（保坂直樹君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について、審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順序で、先に請願1件を審査していただきます。その後、執行部に入室していただき、条例議案1案、市道路線議案2案、補正予算議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、まず請願第2号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願」について、審査願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

また、この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、説明の方、説明と意見等の陳述をお願いします。

○請願提出者 委員の皆様には日頃より市民のためご尽力いただきまして、心より感謝申し上げます。また、このたびは米価対策請願趣旨説明の機会を下さりまして、本当にありがとうございます。私は、茨城農民連の県西地域を担当しております茨城県西農民センター事務局の〇〇と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料として、農民連の機関紙、新聞「農民」の3月29日号、5月31日号をお配りさせていただきました。これからお話することの詳細はこちらに掲載されておりますので、後ほどご参照ください。

さて、JA全中の試算によれば、今年6月末の米の在庫は政府見通しよりも20万トン増の230万トンになり、今年産米の米価は9,000円前後になりかねません。米の年間消費量が毎年10万トンずつ減少していることに加えて、コロナ禍による営業自粛などにより業務用米の需要が10万トン以上失われています。20年産米の業務用向け銘柄は1万円前後まで下落しましたが、現在は取引自体が成立しておりません。JAグループも米価下落対策として備蓄米の追加買入れやミニマムアクセス米を含めた米需給見通し作成などを政府に要望しています。しかし、政府は、隔離対策を冷酷に拒否しています。米価下落の責任を生産者に押しつけ、36万トンの生産調整強化を求めています。どう考えてもおかしなその方法が、百歩譲って実現したとしても、需給改善の効果は期待できない状況です。

アメリカでは、コロナ禍打撃を受ける国内農家を支援するために190億ドル、日本円にして約2兆900億円の規模の緊急支援を行い、そのうち30億ドル（3,300億円）は食肉、乳製品、野菜などの買上げに充てています。補助額は原則1農家当たり最大25万ドル（2,700万円）です。農務省は生鮮食品、乳製品、肉製品をそれぞれ毎月約1億ドルずつ購入し、これらの調達、包装、配給では、食品流通大手シスコなどと連携し、買い上げた大量の農畜産物を、生活困窮者支援のため、フードバンクや教会、支援団体に提供しています。

それに比べ、日本政府がフードバンク等に提供している米は、年間たったの10トン程度です。私たち農

民連でも、全国で学生や困窮者向けの食料支援をしています。福島県連だけでも7トンの米を提供しています。WTO協定に定められているミニマムアクセス米は、輸入の機会を与えますよということで、義務輸入ではありません。例えば国家貿易のバターは、需給が減れば輸入も減らしています。政府は、ミニマムアクセス米は主食用米の需給に影響しないとうそ八百を並べていますが、約10トンは主に主食用に流通しています。もともと国産米が当てられていた用途に流通しており、国産米の需要を奪っています。ミニマムアクセス米を飼料用に販売すれば1トン6万円、保管すれば年1トン1万円の赤字になり、25年間で5,000億円の赤字が累積しています。無駄な輸入をしなければ生産調整など必要はありません。

筑西市は、県内でも有数の米どころです。農民がいなければ米は作れませんし、人は食べなければ生きていくことはできません。国民の命と農業生産の両方を守ることができる、一石二鳥にも三鳥にもなるこれらの改善策を、また市民の声なき声を全国に先駆けて国へお伝えいただけるものと信じております。どうかコロナ禍を乗り切るため力をお貸しください。よろしく願いいたします。

以上、意見陳述終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長（保坂直樹君） ただいまの説明に対して質疑はございますか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 初めて聞くものですから、ちょっと理解できないものですから、質問いたしたいと思います。

米の需要消失により市場価格が大暴落したということなのですが、できたら5年前か3年前と現在、どのくらい暴落したのか。我々ちょっと分からないね。その点はいかがでしょう。

○請願提出者 では、年度をお伝えいたしたいと思います。

それでは、平成29年から米価を申し上げます。平成29年、1万5,590円。平成30年、1万5,695円。令和元年、1万4,500円。令和2年、1万3,000円。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

小島委員。

○委員（小島信一君） 米農家の救済のお話ということなので、これは非常に新しいというよりも従来からの恒久的な問題なのだろうと思うのです。今回は新型コロナ禍による改善を求める請願ですけれども、お話を聞くと、非常に恒久的な問題があると、ミニマムアクセスの問題も出ましたし。そうすると、コロナ禍にかかわらず、本当はこの問題は討議しなければいけないのだろうと思うのですけれども、せっかく新型コロナということなので、この数年の話を書かなければいけないのですが、米価が下がるというのはもう前からですよ。今聞きました。確かに平成29年から2,500円くらい下がっています。需給ってどうなのでしょう。だから、今の需給ですよ。ここ数年の日本の米の消費量に対して、どのくらい生産ができていますのか。生産量と需要量のバランスがずっと崩れているのだろうと思うのです。これは、ひょっとしたらコロナ禍とは関係なく崩れているのではないかと。私、前、本年度も経済土木委員だったのですが、数年前にもやらせていただいたときに、農業再生会議に出させていただいたのです。そのときに、需給はもうずっとバランス崩れていたのです。ですから、それをちょっと数年絞って、生産量と需要量をもし調べて材料があるのでしたら教えていただけますか。

○請願提出者 申し訳ありません。数字はこちらのほうに持ち合わせておりませんので。お尋ねのとおり

に、コロナ禍でなくても年々下がっております。それに加えてなのですけれども、米価が下がっているのは、先ほど申し上げましたように、お店が閉まってしまったり、学校給食がなくなってしまうたり、あとお店潰れてしまったりで需要が減っている。それに加えて、先ほど申し上げたようにミニマムアクセス米、十分に国民には足りているのにもかかわらず、さらに外国から輸入しているということで、それでだぶついているだけで、今コロナ禍においては、だぶついているものを政府で買い上げていただいて、先ほど例を申し上げたように、米国のように買い上げていただいて、それを生活困窮者に回すということをしていただければ、とても、従来でいえば間に合う状態では、ミニマムアクセス米がなければ間に合う状態ではないと。現に茨城県内でも生活困窮者のために、支援米だけでなく、農産物を供給するお手伝いを農民連らせていただいているのですが、毎回長蛇の列で、100人200人の方が時間前に並ぶという状態です。お米は特に皆さん本当に、あと二、三日遅れたら食べるものがなくなる状態だったと、泣きながらいらっしゃっているのです。それを一生懸命私たち集めている状態なのです。ですから、今倉庫に積み上げられているお米、そのままにしておいたらやはり駄目になってしまうものです。ですので、ぜひ買い上げていただいて、筑西市の倉庫にもたくさん余っているのですけれども、それも生活困窮者のために回していただければ本当に、ミニマムアクセス米の話が出てしまいましたのでグローバルな話にはなってしまいましたが、それがまず、それもそうなのですけれども、今このコロナ禍で困っている方たちの生活を支えるためにも、そしてそれを作り続ける農民のためにも、どちらのためにもなります、こちらの案になりますので、困っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、取り上げていただいて、ぜひ国に意見書を上げていただければと思うのですが。よろしいでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 説明ありがとうございます。

追加にもう1つお聞きしたいのですが、とにかく今のコロナ禍ということで、それでこの問題はもっとクローズアップしたいと、おっしゃること分かるのですが、ここに請願事項の中に、今もおっしゃってましたけれども、在庫米を政府が買い取ってくれという話ですよね。それはどのくらいの期間を想定しているのでしょうか。これは単年度だけで取りあえずやってくれというふうな請願なのか、恒久的に、構造的に、需給がもう緩んでしまっているわけですよね、それに対してずっとやるのか、それともコロナ禍だけだから、ここ1年2年ぐらいでそういう緊急的な措置を取ってくれというのか、その辺ちょっとこれだけだと分からないのですが、どちらなのでしょう。

○請願提出者 この中ではやはり一、二行に制約されてしまっておりますので、このぐらいになってしまったのですが、取りあえずはこの新型コロナを乗り越えるためにということで、その後はもちろん恒久的に続けなければいけない問題ですけれども、それは続けてこちらのほうでも訴えていきたいと思っています。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員、よろしいですか。

○委員（小島信一君） 了解。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 私も米農家なのですが、米の原価というのはどのくらいと見ているのですか。米の原価ですよ。

○請願提出者 農水省では1万3,000円ぐらいかかるということに言っていましたけれども、細かく、最近

は金額も変わってきたこともありますけれども、作るのには1万3,000円なければということで、いろいろなものを加えてということになっていますので、毎年赤字でやっているような状態にはなると思います。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 私も近くに田んぼがあるのです。大農家が今、確かに若干増えています。それで、省力化のために直まき栽培というのが今始まっているのですが、2年目3年目に行くと、ほとんど3俵か4俵しか取れなくなってしまう、要するに草だらけになってしまうのです。私も今日、写真撮ってきましたが、どこが植えた米でどこが草だか分からないような田んぼが増えています。赤城委員も農業やっていますが、だから、できれば本当は委員会でそういう田んぼも見に行ってもいいかなと思っているのです。減価償却のために田植を省略する、直まきをする、どんな実態なのかということ、この委員会あたりでも一回見学するといいいかなと私は思っています。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 私も米農家なのですが、お米作っているのですが、今、説明者がおっしゃいましたね、今年は9,000円というのは、それは60キロ当たりのことを言っていると思うのですが、今、ちまたのお話を聞きますと、JAさんですが、今年の生産されるお米を入れる倉庫がないのだと。うちに入っている倉庫が、書類では売約になっているのだけれども、物が出ていかない。それで、今年の生産されるお米をどうしたら、農家から集めたお米をどこの倉庫へ入れようかと今四苦八苦しているという話も聞いておりますし、60キロ当たり9,000円という単価になったら、瑞穂の国といえども、誰もお米作らなくなりますよ、本当に。一生懸命骨折って赤字では、誰もやりたくないもの。説明者が言った9,000円というその単価は、どういう試算の下で9,000円と説明者は言ったのでしょうか。

○請願提出者 ありがとうございます。おっしゃるように、だぶついている状態です。それと、あと市場に、ミニマムアクセス米の問題もありますし、余分なものを入れているという状態もありますし、先ほど申し上げたように、今コロナ禍ですから、生活困窮者とかそこに、先ほどアメリカの例を申し上げましたけれども、国で買い上げて、倉庫に備蓄をしてもらって、まずそれで多くの量を入れてもらって、それとまたさらに生活困窮者に、私たちとかほかの、農協さんとかそういうところのボランティアさんがやるのではなくて、政府で買い上げたものを、政府の力で皆さんに供給していただけると。それに使うならば、今本当に申し上げたように100人200人が列前に並ぶという譲渡会の状態ですから、まず足りないと思うので、そこに行き渡っていないのが状況です。ニュース御覧になると分かるとおりに、餓死されている方が、この米余りという状況でニュースに上がります。本当に悲しい状況です。そういう方たちを救うためにも、国が買い上げてということだと思っております。お願いしたいと思います。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 説明者にお聞きしたいのですが、今年の10月には60万トンに及ぶ在庫が生まれると、この60万トンという計算は、飼料米は別枠なのでしょう。主食用で60万トンが余るといえるのか。何か今年は、この関東平野の茨城でもほとんどが、コシヒカリ以外は飼料米に切り替えた農家がほとんどです。コシヒカリ以外はほとんど飼料米です。なぜかというと、JAさんが単価出した表に、飼料米なら何ぼ何ぼになりますよ、コシヒカリの単価がどれだけか分からないけれども、ちまたでは1万の上だと、1万1,000円か2,000円か分かりませんが上だと思うが、コシヒカリ以外は、先ほど説明者が言ったように、

1万円は割るでしょうと言っているのです。そんなもので、みんな農家で今、飼料米に切り替えましたよ、ほとんど。だから、私も米作りやっているのだけれども、昔みたいに一生懸命さというのはなくなってしまったよな。うないました、水を入れました、田植えました、除草剤振りました、それでも秋迎えるだけ。草が生えようが、ヒエが生えようが、本当に。だから、そこへきて国はミニマムアクセスで年間30万トンだったか……

○請願提出者 77万トン。

○委員（赤城正徳君） 47万トン……

○請願提出者 77万トン。

○委員（赤城正徳君） 30万トンから掛け合ったのか。国と国との取引だから、そのミニマムアクセスはしょうがないと思うような気持ちもするのだ、米農家してみると。だから、その代わりに何か、工業製品とか何かでなっているのだろうと思うが。瑞穂の国で米を輸入するというのだから、これもどんなものかなとは思っていますよ。

それで、飼料米が多くなればなるほど、先ほども言いましたが、飼料米から10万トンぐらいは主食へ流しているのだ、何かそういうちまたの話もあります。だから、日本政府には、私の集落、200戸の集落なのですが、そこには昔、農林大臣6回もやった赤城宗徳先生というのもいたのですよ、もう亡くなりましたが。宗徳先生にも、私はすぐ近所だから、東京から実家へ帰ってきたなんていうときは行き会いに行って、いろいろなことを先生とお話もしました。だから、宗徳先生というのは、岸総理のとき防衛庁長官やって、あの安保騒動のときに宗徳先生は総理が、自衛隊出せと言っても、宗徳先生は国民に銃を向けるわけにはいかないと言って頑として聞かなかった、そういう気骨のある代議士だったのだよね。その人が6回も農林大臣をやったのだよね。日ソ漁業交渉なんていうのも行った人なのですが、8万トンから11万5,000トンにどおんと上がってやってきた、そういう立派な気骨のある代議士が我が集落におりましたけれども、この米に関してだけは、食べなくなってしまったのだからしょうがないよなという言葉は聞いたよね。国民が1人当たり180キロぐらい食べたのかな、前は、3俵。それ今は1人の、自分の体重だけ食べないのよね。だから、消費量も減った、そこへきて人口も減少しているという中だから、このお米は、そうかといって9,000円になってしまったのでは、もうお米作る人誰もいなくなってしまう、本当に。だから、何と言いましょうか、説明者の気持ちは、私はよく分かるのですよ。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この請願を見ますと、請願事項、余っている米を買い取ってくれと、その米を生活困窮者に回せと、またミニマムアクセス、これなくせと、これ実は難しいよね。というのは、日本の人口がどんどん減っている。ということは、米の消費量、当然減ってきます。作付面積はまだ同じということで私調べたら、あるのですよね。そういったところで、ただ政府も、この滞留米を買い取っても、生活困窮者に配っても、全体的な量は減らないよね。実際、米の流通は、そういう人だって米食べているのだから、現在、生活。これはコロナを理由にしているわけですがけれども、コロナでなくても、当然米価は下がってくる、国民の消費量が減っているのだから。その対策も、やっぱりこの請願と同時に出していく必要があるのではないかと私は思うのです。そうしないと、これだけでは政府も動かない。その対策は、当然与党自民党もそういう工夫はいろいろされているのだと思うのだけれども、この会でも、そういった提

案、これはやっぱり今赤城委員が申し上げたとおり、確かに私ども農家の人、米が安くなってしまっとうしようもない、どうしようもないとお話は聞きます。抜本的な解決をするのには、政府が買い取るだけではなくて、米に合った作物を作らせるとか、そういった要望も同時に出していく必要が私はあるのかなと思うのです。現実的に、このままだと前へ進まないと思います。

以上です。

(「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) はい、どうぞ。

○請願提出同行者 すみません。同じ農民センターの〇〇と申します。このような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。また、ちょっと野良仕事をした、そのままの軽装で参加してしまひまして、大変申し訳ございません。以後注意したいと思います。

先ほどの米余りの件なのですが、これは緊急の政策としてコロナが収まるまでのものというイメージで捉えていただきたいと思うのですが、生産減反政策が36万トン並みということでJAさんが進めてきて、現在政府が発表しているやつが約5割しか達成できないということは、もう農家がそれ以上減反できないということなのです。飼料米のほうに随分移行されてきています。それでも達成率は半分と、現状でということ、また米余ってしまうという状況になっています。これはやっぱり1つは今までの中でも米余ってきたというのがあるのですが、今回特にコロナで大変な事態で1万円前後の米価になってしまったのは、これから先、米作れないということで、そこだけ特に助けてもらいたい。買い取って、困窮者いますので、あるいは外国に送ってもいいわけですね、10億人以上の貧しくて食べられない子供たちやなんかもいますので、そういうところに送っても構わないと思います。

そのようにして市場からある程度のお米を隔離していただいて、政府が買っていただいて、それである程度の価格を維持できるような緊急の政策として、その中でミニマムアクセス米も、聖域で絶対触れないということではなくて、先ほど〇〇が申しましたように、バターなんかでは増減はさせているわけですね、国際的に協定した中で。ミニマムアクセス米も、いわゆるアクセス米ですから、アクセスできますよと、買ってもいいのですよ、買わなくてもいいのですよというのが基本の姿勢なわけで、絶対に買わなくてはならない義務ではないお米なものですから、少しそこも調整していただいて、日本の農家がやっつけられるような状態にしてもらいたいというのがこの趣旨なものですから、ひとつぜひとも採決いただいて米農家を助けていただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長(保坂直樹君) そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

副委員長、どうぞ。

○委員(中座敏和君) すみません。今日はお疲れさまです。

私もちょっと農家のお気持ちは分かりまして、ちょっと勉強不足な面もあるのですが、今回米生産者が活用できる支援ということで、国のほうからも主食用米の保管経費に対する支援というやつとか、結構幾つか出ているのです。そういうのを調べた上で今回こういう請願を出したのか。もっとほかにもいろいろ、農家に対していろいろな支援策があると思うのですが、そういうのをちゃんと調べてから今回出したのかどうか、1つ伺います。

(「じゃ委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長（保坂直樹君） はい、どうぞ。

○請願提出同行者 完全に全て調べてというわけではございませんが、今までも政府の方々がやられてきた支援策、それから各自治体で農家に対する支援策というのはありましたけれども、その上でもやはり今回の状態は大変な状態だということで、ぜひとも救っていただきたいということで提出させていただきました。

（「いいですか、じゃ、最後の質問です。駄目」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 3回やりましたので。

（「駄目かい」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） はい。

そのほかなければ、よろしいですか。

ありがとうございました。説明者の方はご退席願います。

〔請願提出者退席〕

○委員長（保坂直樹君） それでは、請願第2号について協議を願います。ご意見等ございますか。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 私も先ほど言いましたように米農家で、やっぱり今米農家がやる気がなくて断念したら、本当のこの国の、せめて米だけでも守らなければ農家は大変な状況になってしまいます。それでなくても日本の自給率は38%ですから、全体の。せめて米。麦の場合は10%です、自給が。ですから、ここでやっぱり農家の窮状を救わなければ、本当日本の農業、農家は駄目になってしまう。須藤市長もいみじくも、やはりこの筑西市は農業の市であると、農業は大事な産業であると言っていますし、前、秋山委員も最初の質問のとき、すばらしい、稲の成長とともに私は見てきましたと力強くおっしゃったのを覚えていますので、ぜひこの請願を通して、せめて米農家を守るとというのが我々この委員会の使命かなと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 日本の国で自給ができるのはお米だけなのです。あとは自給率がだあとと低くて輸入しなくてはならない。さっき最後にちょっと一言だけ聞きたいと思ったのですが、説明者の方々に、では米を助けるのはどうしたらいいのでしょうかと反対に問題投げかけようかと思ったので、あの2人はどう思っているのだろうか。やはり瑞穂の国日本が、米だけが、作る農家の皆さんが誰もやらなくなってしまったらとんだことになってしまうよ。幾ら、たとえ戦い、戦があったら、米なかったら全部ペアですよ。米以外のものは何もないのだから、自給率的にも。だから極端な話、お米の単価をどおんと上げるなんていうのは、戦いがあれば上がるのですが、今この世の中で戦争なんていうことはもう全然駄目ですから、だから単価を上げるということだけなら戦いなのですよ。戦争なのです。だから今の時代、戦争なんていうことは、これはもうありませんから。だから私は、どうしてもこの農家を守るためには、私も生産者の一人として、これには賛同したい、こう私は思います。

（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） はい。

○委員（國府田喜久男君） 私、農業委員もやっているのですが、じわじわと耕作放棄地も田んぼも増え

ているのです。狭い田んぼ、集約できない田んぼってあるのですよ。そこは本当に二度と作れないような状況になってしまっているのです。それは赤城委員もご存じです。確かに私のほうでも5反歩、7町、1町というのはあります。それは集約できるところ。一步ちょっと地域へ入ると本当に、減反どころか、もう作れないのです。それもやはり米農家のやる気、これを失ってしまつては、本当にそういう祖先から受け継いだ大事な田んぼなのです、これは。我々のものではないのです。祖先から引き継いだものなのです。これが本当に駄目になってしまったら、祖先にも申し訳ないと思っています。そういう点でぜひ、その一部ですけれども、ぜひ通していただいて、やはりこの筑西市は農業ありということをぜひ示していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

請願第2号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手多数。よつて、本案は採択と決しました。

なお、本請願は意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。その際の「提出者」を委員長の私とし、「賛成者」をただいま賛成いただきました委員の皆様といたします。

意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） それでは、意見書（案）のとおりといたします。

以上で請願の審査を終了します。

参加報告用紙を回収します。

執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（保坂直樹君） それでは、本委員会に付託されました議案について、審査してまいります。

初めに、経済部です。議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第65号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

初めに、商工振興課から説明を願います。

大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 商工振興課、大木です。よろしくお願いいたします。失礼します。

議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、商工振興課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

初めに、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節10雑入（商工・労働）、説明欄9、プレミアム付商品券販売収入1億9,000万円の

増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にて説明させていただきます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業について、4億587万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、コロナ禍におきまして影響を受けている地域経済を回復する対策として、地元商店や飲食店等の支援及び家計への負担軽減を目的としたプレミアム商品券を発行するものでございます。市内全世帯の方が1万円分の商品券を5,000円で1セット購入できるものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款7項1商工費、目2商工振興費、説明欄、商業活性化補助事業について、200万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、市独自で実施しております空き店舗等活用事業の補助交付額を増額するものでございます。本事業は、空き店舗等の利活用を促進し、本市の商業振興及び活性化を図るため、新規出店者に対して、改装費または賃借料の一部を補助するものでございます。今回の増額補正は、昨年度末から本年度にかけて相談件数、申請件数が予定を上回ったこと、コロナ禍の状況でありながら、新規に出店を考えている事業者に支援することで、にぎわいの創出及び経済対策の促進を図るためのものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ただいまの空き店舗等活用事業補助、これは新規が何件で、あと改装とかそういうのが何件か、ちょっとお聞きします。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

200万円の内訳ということでよろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） そうですね。

○商工振興課長（大木幹子君） 今年度当初予算では350万円計上しておりまして、継続2年目の方が4件、新規で申請された方は4件ということで、現在8件の申請が出ておりまして、交付額としては290万円程度を交付決定しております。今後につきましては、今現在相談中の3件、プラス新規で2件、5件分を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そして、その業種は、どういう業種の方が、こういう時期ですから、なかなか業種も難しいと思うのですよね、どういう業種の方がこの補助金を受けられましたでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 今年度新たに申請した新規の方ですと4件ございまして、この4件の方は、飲食業の方、小売業の方、福祉関係の方、あと学習塾の4件でございました。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかありますか。

小島委員。

○委員（小島信一君） 17ページ、プレミアム付商品券の話なのですが、それと商業活性化補助事業、今、大嶋委員が聞いたところ、付け足しでちょっと聞きたいことがありますけれども、その2点。まず、プレミアム商品券についてですが、これはこの前の説明では3万8,000組出すということですよ。5,000円分ですから1億9,000万円、プレミアムもちょうど1億9,000万円になるわけですよ。それは分かりますが、この委託費、業務委託費で4億200万何がしになっているのですが、ですからどのくらいコストがかかっているのか、これだけだとちょっと見えないので、その辺、手数料ですか、販売手数料やら何やら、その辺をちょっと詳しい資料を教えてください。

2つ目は、先ほどの商業活性化補助事業、これ参考でいいのですけれども、実績で、今まで申請のあった実績で、どういったエリアなのか、旧市街地なのか、関城地区、明野地区、協和地区等、ちょっと詳しく教えていただければ。その2点。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

委託料4億2,249万円なのですけれども、そのうち商品券1億9,000万円以外ですと、換金手数料や、あと商品券の印刷代、取扱店のほうに掲示していただくポスターやのぼりの作成代、あと登録している店舗の一覧表の作成代や換金の手数料、振込代とかもかかっております。あとそれ以外に、今回販売のほうを郵便局と道の駅のほうにお願いする予定ですので、そちらの販売手数料、また全世帯に購入引換券というはがきを送付する予定になっておりまして、そちらのほうの作成費、印字代やはがきの印刷費、そちらも含まれております。

また、空き店舗のほうの……

○委員（小島信一君） 具体的な数字聞いているのですよ。その資料は後で欲しいですから。そのお話は分かります、大体。どのくらいのパーセンテージとか、ちょっと聞きたいのですよ。

○商工振興課長（大木幹子君） 金額ですけれども……。

○委員（小島信一君） まとめてどのくらいコストかかっていますよ、どのくらいのパーセンテージですよと教えてもらえれば。

○商工振興課長（大木幹子君） 今回、下館商工会議所に、そちらの事務費分としましては1,338万7,000円です。販売委託料といたしまして、株式会社ちくせい夢開発に55万3,000円、日本郵便株式会社に150万円、また先ほどお話ししましたように購入引換券の作成や宛名印刷として、そちらのシステム業者のほうに680万9,000円を見込んでおります。以上でございます。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○商工振興課長（大木幹子君） （続）すみません。空き店舗のほうなのですけれども、空き店舗のほうは、平成28年度からこの事業が開始されまして、今まで25店舗開業しております。全て下館地区になっておりまして、旧3地区、関城、明野、協和での出店はございませんでした。こちらは市街化区域内ということになっておりますので、下館駅の北側が11件、南側が13件、あと玉戸駅の南側が1件ということです。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 先ほどの委託料の中でコストの部分ですね、全体で4億2,000万円、委託料4億2,000万円の中で、コストにかかった比率というのですか、それがどのくらいになっているのか。今回のや

り方は、これまでも同じような販売の方法はあったと思うのですけれども、どうも今までもコストがちょっとかかり過ぎているのではないかなという懸念があったのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか、執行部のほうとして。まず、コストの数字ですね、何%ぐらいかかっていますよと。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

コストの比率は、事務費については、会議所のほうと委託しているのですけれども、会議所のほうでも印刷代等は印刷組合のほうに見積りを出していただいておりますし、販売のほうの日本郵便につきましてももう定まった金額の方で契約しておりますので、できるだけ今後もコストは切り詰めて事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○委員（小島信一君） ちょっと待って……

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） これ引き算すると、コストは2,000万円かかっていますよね、さっき1,300万円とおっしゃったけれども。1,900万円がプレミアム料で、その倍額、ちょうど1,900万円が商品を買うお金なのだと思うのですが、そうすると、これ引き算すると、2,000万円くらいコストにかかっているような感じするのですけれども。1,300万円だとちょっと数字が合わないのですが。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

会議所の分として換金分以外の事務費がもう1,300万円かかっておりますので、それプラス販売料として55万3,000円と150万円、それ以外に購入引換券等の作成代として680万円なので、約2,000万円ということになりますけれども。

○委員（小島信一君） そうだよね、そのくらい。それで、どうなのですかね……

○委員長（保坂直樹君） 小島委員、3回目です。

○委員（小島信一君） コストとして、今までの経験値からいって、大体そういうものなのかどうか。どういうふうに考えますか。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

今回の商品券は、市が主体となって商工会議所のほうに委託している事業でして、今まで何年か前にプレミアム付商品券というのを商工会議所や商工会が主体となって実施して、市から補助金を出していた商品券事業がございましたけれども、そちらについても同程度の補助はしておりましたので、今回特別にコストがかかっているというふうには考えておりません。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

○委員（小島信一君） はい、分かりました。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、観光振興課から説明願います。

古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 観光振興課の古宇田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて、失礼いたします。

議案第65号のうち、観光振興課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

初めに、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目8土木費県補助金、節4都市計画費補助金、説明欄2、キャンプ場利用環境レベルアップ支援事業補助金について、130万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うキャンプをはじめとしたアウトドアレジャーの需要の高まりを受けて、感染防止対策の強化並びに茨城県への新たな観光需要の取り込みを目的として、キャンプ場の共用設備である水回りや衛生設備等の新設、または既存施設の改修等を行う市町村に対して交付されるものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款8土木費、項4都市計画費、目7公園費、説明欄、宮山ふるさとふれあい公園維持管理費について、130万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、14工事費にて、当初予算、外灯交換工事費として外灯10基分を計上しておりましたが、4基分が補助対象外となったため、57万円の減額補正をお願いするものでございます。また、新たに補助の対象となりました管理棟・屋外トイレの改修工事、キャンプ場洗い場の給湯設備新設工事分として187万3,000円の増額補正を行うものでございます。

観光振興課所管の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査は終了しました。

執行部の入替えをお願いします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（保坂直樹君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時 5分

○委員長（保坂直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、土木部の審査に入ります。

議案第62号「市道路線の廃止について」審査願います。

なお、議案第62号及び議案第63号については、議案説明の参考資料をお手元に配付しております。

道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持課の長本です。着座にてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第62号「市道路線の廃止について」ご説明いたします。2ページをお開き願います。明野地区8路線の廃止でございまして、廃止の延長は9,382.45メートルでございます。調書番号1番から8番の路線につきまして、つくば明野北部工業団地の拡張により、開発区域に含まれている市道を廃止するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては、記載のとおりでございます。

次のページが市道廃止路線位置図でございます。

次のページが市道路線廃止図でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第63号「市道路線の認定について」審査願います。

引き続き道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 議案第63号「市道路線の認定について」ご説明いたします。

2ページをお開き願います。明野地区10路線の認定でございまして、認定の延長は9,116メートルでございます。調書番号1番から10番の路線につきまして、つくば明野北部工業団地の拡張により、形状が変化した道路の再認定と新規道路の認定をするものでございます。

各路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては、記載のとおりでございます。

次のページが市道認定路線位置図でございます。

次のページが市道路線認定図でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 廃止したのと認定したのでは、市では道路に対する交付税はどのように、多いのでしょうか、少ないのでしょうか、どう変わってくるのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 交付税の関係でございませうか……。

○委員（赤城正徳君） 金額でどう変わるのだ。廃止したほうは入ってこないのだけれども、認定したほうは入ってくるのだから、どういう状態になるのだ。交付税の……。

○道路維持課長（長本敏介君） 個々の延長ではなくて、年度のトータル的な延長とか面積で確認しておりますので、そちらにつきましては、現状で比較しますと、さほど、266.45メートルぐらいが多分その差になっているかと思いますが、トータル的な、年度でやっておりますので、この現状に関しましてはほぼほぼ変わらないのかなと思われまます。

○委員長（保坂直樹君） よろしいでしょうか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） だって、延長で二百何メートルから違うのでしょうか、廃止と認定で。そうしたら認定のほうが多いの、そのメートル数。そうしたら金額も変わってくるでしょう、国から来る交付税は、道路に対しての。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 認定のほうが少ないです。これに関しましては、ちょっと私も勉強不足で申し訳ないのですが、幾らから幾らとか、そういう形でやっているのかどうか、ちょっとその辺を確認しまして、議員さんのほうに再度ご説明したいと思います。

○委員（赤城正徳君） いいよ。分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第64号「筑西市伊佐山排水樋管管理事業基金条例の制定について」、審査願います。

引き続き道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 議案第64号「筑西市伊佐山排水樋管管理事業基金条例の制定について」ご説明いたします。

現在国で進めております鬼怒川堤防の整備に伴い、昭和電工マテリアルズ株式会社、東日本コンクリート株式会社からの排水に合わせて、市の雨水排水を合同管とし、新たに3者合流の排水先とした伊佐山排水樋管を整備しております。

基金条例につきましては、1ページをお開き願います。第1条は、設置についてでございます。伊佐山排水樋管の維持管理に要する費用について、管理していくため、基金条例を制定するものでございます。

第2条は、積立てについてでございます。排水樋管の完成後、国から市に移管を受けた後は、市が維持管理を行っていくこととなりますが、3者の共同利用となるため、2者から維持管理費を負担金としていただくことで合意しており、維持管理負担金を利用して毎年の操作・点検等の委託料や、後々の整備補修

に充てていくものでございます。

第3条は、管理についてでございます。

第4条は、運用益金の処理についてでございます。

次に、2ページをお開き願います。第5条は、繰替運用についてでございます。

第6条は、処分についてでございます。

第7条は、委任についてでございます。

なお、この条例の施行日については、令和3年7月1日を予定するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっと初めてなことなものですから、歳入ですね、「市長が必要と認める金額」というのは、あらかじめこれは大体おおよそ決まっているのですか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 議案第65号でご説明しようと思っておりましたが、歳入といたしましては、昭和電工マテリアルズ株式会社から70万9,060円、東日本コンクリート株式会社から55万8,940円を見込んでおります。合わせまして126万8,000円を見込んでおります。こちらにつきましては、議案第65号のほうでご説明しようと思っております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） （2）の市長が必要と認める金額、これはおおよそ、これも予算の中に入っているのかな。ただいまのは寄附ですよ。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 先ほどの第2条の2項につきましては、何かあったときのためですので、現在ここでは、これといったものは提示しておりません。

以上でございます。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（保坂直樹君） ほかにございますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この伊佐山排水樋管の樋管そのものは、どこの所有なのですか。国ですか、2つの会社なのですか。どうなのですか。どこの所有になるのですか。市なのかな。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 維持管理のほうで、市のほうで行っていくということになります。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） だから、樋管そのものはどこの持ち物なのですかと私は尋ねている。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 協定を国と結ぶ予定になっております。結んだ後は、市のほうの管理になる、市のほうで引き受けることになります。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） よろしいですか。

○道路維持課長（長本敏介君） 市の持ち物に、協定を受けた後は市のほうの……。

○委員（赤城正徳君） では、樋管そのものは国のものなの。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 現在はそうですが、協定を結んだ後ですね。

○委員（赤城正徳君） まあ、いいや。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 樋管そのものの使命というのですか、働きというものがあまりよく分かっていないのですが、現場で見ましたら、すごいものでしたよね、物すごい工事をして、あれは内水というか、川の外に降った雨を川に流し込む、そういう土管の親分みたいなものでしたが、実際にはだから、樋管というのは民間企業2社が使うばかりではなくて、あの辺に降った内水を流し込む役、そういう役割があるわけですね。その費用をどういった割合で、市が負担する分、そして2業者が負担する分というのは、排水量とか何かを計算して出したものなののでしょうか、それともただもうその2社が自分から申し出てこの金額が決まったのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） こちらにつきましては、昭和電工マテリアルズ株式会社と、あと東日本コンクリート株式会社が、おのおの当初、側溝がありまして、そちらから流しておりました。そちらの側溝の面積を比率にして割り出しております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 今までの流れでそういう金額を納めていたということなのではないでしょうか。このお金はこれからもずっと毎年毎年払ってくれるという約束なのですか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 先ほどの件は排水の面積ということで訂正願いたいと思います。

あとこちらについては、一応50年ということで業者さんのほうから、2業者さんのほうからご理解をいただいております。

以上でございます。

○委員（小島信一君） はい、分かりました。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 委託先はどこなののでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 除草の委託については、ちょっとまだ未定でございます。あと排水管理委託料につきましては、2名の方をお願いしまして対応したいと考えております。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 2名ということは個人。2社ですか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 個人2名でございます。

○委員長（保坂直樹君） よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号「筑西市伊佐山排水樋管管理事業基金条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち所管の補正予算について審査願います。

引き続き道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、道路維持課所管について、ご説明いたします。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款13分担金及び負担金、項2負担金、目8土木費負担金、説明欄1、伊佐山排水樋管維持管理負担金でございますが、126万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、鬼怒川堤防の整備に合わせ国が施工している伊佐山排水樋管を市が引き受け、維持管理するに当たり、樋管を利用する昭和電工マテリアルズ株式会社と東日本コンクリート株式会社から、必要な費用として負担金を受け取るものでございます。

続きまして、18、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、説明欄の伊佐山排水樋管維持管理事業186万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、伊佐山排水樋管維持管理に係る需用費として電気料、役務費として操作員保険料、委託料として除草委託料、排水樋管管理委託料、基金積立金でございます。なお、特定財源として、伊佐山排水樋管維持管理負担金126万8,000円を繰り入れるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この維持管理というのは、どういうことをやるのだから。もし地震が来た、地震で震度が3とか4とかというとき、どういうふうに維持管理で見に行って、それでそれを下館河川事務所へ報告するのかどうか。これから月1回ぐらいはその樋管の上げ下げもやらなくてはならないと思うのだから。そういう維持管理の中の内容というのを教えてもらいたい。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 操作のほうですね、毎月1回の通常の作業するのかどうかということで、月1回行います。そのほか出水期については、さらにもう1回行いまして、出水期の時期につきましては月2回というようなことで、上下の作動するかどうか、正常に作動するかどうかの確認を行うことになって

おります。

以上でございます。

○委員（赤城正徳君） 地震は関係ないのか。

○道路維持課長（長本敏介君） 地震につきましては、ちょっと今のところは地震のときの、あった直後の見守りについては、ちょっと今考えておりません。今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それは考えるべきだろうな。なぜかといったら、うちのほうの改良区にも排水樋管というのはあるよ。国土交通省下館河川事務所から市に委託して、市から私ども改良区へ委託されているのですが、地震時には震度4、テレビや何かで筑西市は震度4だと言われたときには、夜の夜中でも行って上げ下げしたりして、壊れているところないかというのを目で目視してきて報告しているのだ。だから、この伊佐山排水樋管も、地震時にはこうあるべきだということも入れておくべきだろうな。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

小島委員。

○委員（小島信一君） 一応確認なのですが、この樋管ができたということで、毎年この会計は上がるわけですよね、毎年毎年筑西市としては60万円、一般会計から出して、そして2業者から126万8,000円をいただくというのが、これは毎年これから続くのでしょうかけれども、この積立金の78万円もこれから毎年積み立てるといふ、そういう理解でよろしいのですか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） その78万円につきましては、出勤回数が、操作員の方の見回りとか、そういう出勤回数が、ゲートの上げ下げについて頻繁に行われるときに関しましては、こちらの78万円というのは少なくなっていく考えになっております。

以上でございます。

○委員（小島信一君） はい、分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第65号について、全ての部の説明、質疑が終了しました。

ここで、議案第65号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で、経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

[執行部退席]

○委員長（保坂直樹君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時26分